

第2項先進医療「腹腔鏡下子宮体がん根治手術」の施設基準の変更について

婦人科を標榜する医療機関は、当該手術に関する専門性等について、産婦人科を標榜する医療機関と同等と考えられる。また、婦人科に専ら従事する医師についても、当該手術に関する専門性等について、産婦人科に専ら従事する医師と同等と考えられる。

第2項先進医療第40番「腹腔鏡下子宮体がん根治手術」については、施設基準において、産婦人科及び麻酔科を標榜していること並びに専ら産婦人科に従事している医師が実施責任医師となることを定めているが、ここにおいて、婦人科を産婦人科と同様に取り扱っても差し支えないこととしてはどうか。

第2項先進医療第40番「腹腔鏡下子宮体がん根治手術」
施設基準の変更（案）

変更前	変更後
<p>(1) 主として実施する医師に係る基準 ① 実施責任医師の診療科に係る基準</p> <p style="text-align: center;">専ら産婦人科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。</p>	<p style="text-align: center;">専ら産婦人科又は婦人科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。</p>
<p>(2) 保険医療機関に係る基準 ① 保険医療機関の標榜科に係る基準</p> <p style="text-align: center;">産婦人科及び麻酔科を標榜していること。</p>	<p style="text-align: center;">産婦人科又は婦人科及び麻酔科を標榜していること。</p>

なお、施設基準（1）主として実施する医師に係る基準として、「② 産婦人科専門医であること。」と定めているが、婦人科診療にあたる医師としての専門性は、産婦人科専門医としての認定されることが前提となっているため、変更は行わないものとする。

(参考) 第2項先進医療第40番の施設基準(案)

番号	40
先進医療名	腹腔鏡下子宮体がん根治手術
対象となる負傷、疾病、またはそれらの症状	手術進行期分類Ib期までの子宮体がん
施設基準	
(1) 主として実施する医師に係る基準	<p>① <u>専ら産婦人科又は婦人科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。</u></p> <p>② 産婦人科専門医であること。</p> <p>③ 当該療養について三年以上の経験を有すること。</p> <p>④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。</p>
(2) 保険医療機関に係る基準	<p>① <u>産婦人科又は婦人科及び麻酔科を標榜していること。</u></p> <p>② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。</p> <p>③ 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。</p> <p>④ 臨床工学技士が配置されていること。</p> <p>⑤ 病床を有していること。</p> <p>⑥ 当直体制が整備されていること。</p> <p>⑦ 緊急手術体制が整備されていること。</p> <p>⑧ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。</p> <p>⑨ 医療機器保守管理体制が整備されていること。</p> <p>⑩ 医療安全管理委員会が設置されていること。</p> <p>⑪ 当該療養について五例以上の症例を実施していること。</p>

(参考) 告示129 第二 一のロ(1)の②

産婦人科専門医(社団法人日本産科婦人科学会(昭和五十二年一月七日に社団法人日本産科婦人科学会という名称で設立された法人をいう。)が認定したものをいう。以下同じ。)であること。